# 教育訓練給付制度の概要

# 1\_制度の趣旨について

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するものであること。(制度創設:平成10年12月1日)

## 2 給付の内容について

(1)給付対象事由

被保険者又は被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、 修了した場合に支給すること。

(注)対象となる被保険者等については、通算した被保険者であった期間が3年以上であること。

## (2)給付額

労働者が負担した費用の4割(上限額20万円)に相当する額

(注)被保険者期間が5年以上の場合。 被保険者期間が3年以上5年未満の者については、2割(上限10万円)。

# (3) 支給実績

| S A OF S A OF S |        |        |        |        |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
| 支給件数            | 約27万人  | 約28万人  | 約38万人  | 約47万人  | (予算額)  | (予算額)  |
| 支給金額            | 約271億円 | 約396億円 | 約684億円 | 約898億円 | 約795億円 | 約286億円 |

#### 3 講座指定基準の概要について・

(1) 講座の指定について

次の主な指定基準に該当する教育訓練について厚生労働大臣が予め指定するものであること。

- ① 労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。
- ② 教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。

#### (2) 指定状况

指定講座数 9,487講座 (平成17年4月1日現在)

## 4 講座指定の重点化について

- (1) 平成14年4月指定分より、
  - ① 基礎的・入門的レベル (高校普通課程で修得可能な訓練内容の排除。例:英会話、 地理検定等)の講座を排除